

川崎市幸区選挙管理委員会告示第 2 2 号

令和 7 年 1 0 月 2 6 日執行の川崎市長選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する同法第 3 9 条の規定により、次のとおり指定しました。

令和 7 年 1 0 月 1 2 日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 乙 訓 豊 詞

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市幸区役所 4 階第 4 会議室	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 1	1 0 月 1 3 日から 1 0 月 2 5 日まで
川崎市幸区役所 日吉出張所 2 階日吉おやこであそぼうランド	川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号	